

京工大機械同窓会会則

- (名称)
第1条 本会は京工大機械同窓会（松機）と称する。
- (目的)
第2条 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、京都工芸繊維大学工芸学部設計工学域機械工学課程ならびに広く機械工学等の発展に寄与することを目的とする。
- (事業)
第3条 本会は次の事業を行う。
(1) 会誌の発行
(2) 懇親会、講演会等の開催
(3) その他目的達成に必要な事項
- (事務局)
第4条 本会の所在地は次の通りとし、ここに事務局を置く。
京都市左京区松ヶ崎御所海道町
京都工芸繊維大学機械工学系内
- (会員)
第5条 本会の会員は次の各号による。
(1) 正会員
① 京都工芸繊維大学工芸学部生産機械工学科、機械工学科、機械システム工学科および工芸学部設計工学域機械システム工学課程、機械工学課程の卒業生
② 京都工芸繊維大学大学院工芸学研究科生産機械工学専攻、機械工学専攻の修了者
③ 京都工芸繊維大学大学院工芸科学研究科博士前期課程機械システム工学専攻、機械物理学専攻、機械設計学専攻の修了生および在學生
④ 京都工芸繊維大学大学院工芸科学研究科博士後期課程のうち、③の専攻に準じる専攻・講座・研究分野の修了者(単位取得退學者を含む)および在學生
(2) 学生会員
京都工芸繊維大学工芸学部設計工学域機械システム工学課程、機械工学課程の在學生
- (役員)
第6条 本会において次の役員をおき、役員会を構成する。
(1) 会長 1名
(2) 副会長 1ないし2名
(3) 運営委員 若干名
(4) 監査 1ないし2名
- 第7条 役員の仕事は次の各号による。
(1) 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長を代行する。
(3) 運営委員は会務を分担して処理する。
(4) 監査は会計監査を行う。
- 第8条 役員を選出は次の各号による。
(1) 会長は正会員の中から役員会の推薦により選出し、総会の承認を受ける。
(2) 副会長は正会員の中より会長が委嘱する。
(3) 運営委員は正会員の中より会長が委嘱する。
(4) 監査は正員の中から選出する。
- 第9条 役員の仕事は原則2年とし、再任を妨げない。
- (会議)
第10条 総会は毎年1回開催する。ただし、役員会において必要と認めるときには、その都度開催することができる。
- 第11条 総会では次の事項を審議する。
(1) 本会の事業、予算および決算に関する事項
(2) 役員を選出に関する事項
(3) 会則改正に関する事項
(4) その他
- 第12条 総会の決議は、出席会員の過半数により決する。
- 第13条 役員会は会長が必要と認めるときに開催する。
- (会計)
第14条 本会の経費は、正会員の年会費、終身会費、および寄付金、その他の収入をもって充てる。
- 第15条 会費は次の各号による。
(1) 年会費：2,000円
(2) 終身会費：20,000円、一括払い
- 第16条 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。
- (附則)
第17条 この会則は、令和7年4月19日から施行する。